

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 56 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
1	別表第 3（第 2 条関係）			別表第 3（第 2 条関係）					
	保健福祉事務関係手数料			保健福祉事務関係手数料					
	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	
	[略]				[略]				
	25	[略]	[略]		25	[略]	[略]		
	26	介護保険法 （平成 9 年法 律第 123 号） 第 69 条の 7 第 1 項の規定 に基づく介護 支援専門員証 の交付	[略]		26	介護保険法 （平成 9 年法 律第 123 号） 第 69 条の 2 第 1 項に規定す る試験の実施	介護支援専 門員実務研 修受講試験 手数料 1,000 円	(1) 介護保険法第 69 条 の 11 第 1 項に規定する 試験問題作成事務 1,000 円 (2) 介護保険法第 69 条 の 27 第 1 項に規定する 試験事務 8,000 円	財団法人 社会福祉 振興・試 験センタ ー 財団法人 岩手県長 寿社会振 興財団
	26 の 2	[略]	[略]		26 の 2	介護保 険法第 69 条の 7 第 1 項の規 定に基づく介 護支援専門員 証の交付	[略]		
	26 の 3	[略]	[略]		26 の 3	[略]	[略]		
	26 の 4	[略]	[略]		26 の 4	[略]	[略]		
	26 の 5	[略]	[略]		26 の 5	[略]	[略]		
	26 の 6	[略]	[略]		26 の 6	[略]	[略]		
	26 の 7	[略]	[略]		26 の 7	[略]	[略]		
	26 の 8	[略]	[略]		26 の 8	[略]	[略]		
	27	[略]	[略]		27	[略]	[略]		

27	介護保険法 施行令(平成 10年政令第 412号)第35 条の2第2項 に規定する介 護支援専門員 登録証明書(携 帯用を含む。 。)の書換え 交付	介護支援専 門員登録証 明書書換え 交付手数料	400円
27の2	介護保 険法施行令第 35条の2第2 項に規定する 介護支援専門 員登録証明書 (携帯用を含 む。)の再交 付	介護支援専 門員登録証 明書再交付 手数料	400円
28	[略]	[略]	
	[略]		

28	[略]	[略]
	[略]	

2 別表第6 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
40	宅地造成等 規制法(昭和 36年法律第 191号)第8 条第1項に規 定する宅地造 成工事規制区 域内において 行われる宅地 造成に関する 工事の許可の 申請に対する 審査	[略]	
[略]			

別表第6 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
40	宅地造成等 規制法(昭和 36年法律第 191号)第8 条第1項本文 に規定する宅 地造成工事規 制区域内にお いて行われる 宅地造成に関 する工事又は 同法第12条第 1項に規定す る宅地造成に 関する工事の 計画の変更の 許可の申請に 対する審査	[略]	
[略]			

備考	改正部分は、下線の部分である。
----	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 30 号）の施行の日から施行する。